

白神山地解説活動連絡協議会規約

(趣旨)

第1 ブナを主体とした広大な広葉樹の天然林とその生態系が世界的に貴重な価値を持ち世界自然遺産に登録されている「白神山地」を保護し、次の世代に伝えるため、白神山地世界遺産地域及びその周辺地域で解説活動をしている団体等相互の交流と連携を図り、来訪者が安心して世界自然遺産白神山地の価値を理解できるよう、白神山地解説活動連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成員)

第2 協議会は、白神山地世界遺産地域及びその周辺地域で、案内等の解説活動をしている別表に掲げる団体等で構成する。

2 新たに参加を希望する団体等は、協議会への申し出により随時加入することができる。

(賛助会員)

第3 別表に掲げる機関の他、協議会が適当と認めた団体は賛助会員として、情報交換会及び会長が適当と認めた会議等に参加することができる。

(組織)

第4 協議会に、会長（1名）、副会長（3名）、事務局長（1名）の役員を置く。

2 役員は、協議会構成員の互選により決定する。

3 協議会に、幹事会を置く。

4 幹事は、協議会構成員の互選により決定する。

(任期)

第5 役員及び幹事の任期は2年とする。また、再任を妨げないものとする。

(会長等の職務)

第6 会長は、協議会を代表し、その事務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

(会議等)

第7 協議会の会議等は、会長が召集し、議長となる。

2 必要に応じて賛助会員も含めた情報交換会を開催する。

(事務局)

第8 協議会の事務局は、(財)ブナの里白神公社。

(雑則)

第9 この規約に定めるもののほか協議会の運営等に関し必要な事項は、会議で定める。

附則 この規則は平成15年9月6日から施行する。

この規則は平成17年3月6日から施行する。

この規則は平成18年3月12日から施行する。

別表（第2関係）

団 体 名
青森県自然観察指導員連絡会
社団法人 青森県ユネスコ協会
あじがさわ白神山地ガイド倶楽部
エコ・遊
サンタランド白神
自然ふれあいボランティアガイド会
白神案内山の会
白神倶楽部
特定非営利活動法人 白神山地を守る会
特定非営利活動法人 白神自然学校一ツ森校
白神マタギ舎
津軽ネイチャーガイド研究会
西目屋村観光ガイド会
日本山岳会青森支部
弘前白神愛好会
財団法人 ブナの里白神公社
みちのく花見遊山
青森ガイドクラブ
白神十二湖自然塾
白神ビジタークラブ

別表（第3関係）

機 関 名
環境省東北地方環境事務所西目屋自然保護官事務所
東北森林管理局青森事務所
津軽森林管理署
津軽白神森林環境保全ふれあいセンター
西目屋村
鱒ヶ沢町
深浦町
青森県自然保護課
青森県観光企画課